

## 令和7年第7回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年7月25日（金） 開会 午後 3時27分

2. 開催場所 入間市役所 B棟5階 全員協議会室

3. 出席委員（12人）

会長 12番 中島敦夫

会長代理 10番 久保田勝

委員 1番 小澤正幸 2番 宮岡幸江 3番 清水 昇

4番 中島伸吉 5番 清水裕司 6番 宮岡康光

7番 上原和子 8番 中村勝雄 9番 萩野 実

11番 野村雅紀

4. 欠席委員（0人）

5. 早退委員（0人）

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 4番 中島伸吉 6番 宮岡康光

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

7. 農地利用最適化推進委員

間野 哲 的場利夫 三木康行

豊泉 隆 岩田 浩 田中 黙

宇津木保男 斎藤 勲 大室芳子

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 畫間 拓哉

主 幹 河西 多郎

副主幹 浅川 英雄

9. その他の出席者

なし

## 10. 会議の概要

### ○議長

ただいまの出席は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員9名であります。

農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第7回入間市農業委員会を開会いたします。

会期について、お諮りいたします。

会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

### ○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、4番、中島伸吉委員、6番、宮岡康光委員、以上2名を指名いたします。

### ○議長

本日の付議議案は、お手元に配付してありますとおりです。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

担当4番、中島伸吉委員、説明を願います。

### ○農業委員4番（中島伸吉君）

4番、中島です。議案第1号1番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

7月20日に、申請地の状況を確認し、7月23日に、借受人から電話で聞き取りを行いました。

申請地は、案内図のとおり、圏央道北側にある農地です。

申請者は、解除条件付きで農地を借り受ける一般法人です。

申請地は現在休耕地ですが、借受後はネギを作付けする計画との事でした。

4月に借り受けした寺竹の農地の状況を見たところ、熱心に耕作している様子がうかがえます。営農計画書等で示された内容や、農機具の状況、解除条件を付した農地の資料、貸借

契約書などがある事から耕作することには支障ないと思われますが、ご審議の程宜しくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

次に、豊泉隆委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願ひします。

○農地利用最適化推進委員（豊泉隆君）

金子地区推進委員の豊泉です。

7月22日、現地を確認しました。中島委員からの説明のとおり、支障ないと思われますのでよろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、農業経営の規模拡大を図るための許可申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項について、ご説明いたします。

中島委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、7,855平方メートルとなります。

申請地の耕作状況は、これまで野菜畠として利用されており、現在休耕地ですが、取得後はネギ畠として使用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われます。

このことから農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当いたしません。

説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願ひいたします。

（ありません。の声）

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

担当10番、久保田勝委員、説明を願います。

○農業委員10番（久保田勝君）

10番、久保田です。議案第2号の1番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

7月18日に、申請地の状況などを確認してきました。

申請地は、案内図のとおりであり、農地や宅地、学校用地などが混在する区域となっております。申請地は作付けされておらず、除草され綺麗な畑でした。

転用計画については、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおりとなります。利用方法として、既存の土地にシートを敷き詰め、その上に鉄板を敷いて利用します。また、隣接農地に雨水などが流出しないよう側溝を設けます。

一時転用であり、周辺農地に影響無い形で施工する事などから、農地転用申請はやむを得ないものと思われますが、ご審議の程宜しくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、間野哲委員、東金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（間野哲君）

東金子地区推進委員の間野です。

7月22日、久保田委員とは別々に現地を確認しました。久保田委員の説明のとおり、支障ないかと思われますのでよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、申請地の近接地で建設工事を行うため、従業員及び施工業者用の駐車場を確保するための農地の一時転用許可申請でございます。

農地法第5条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、農用地区域内の農地に該当いたします。

立地基準となる不許可の例外については、「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること」に合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から支障ないと判断できます。この他、一般基準についても合致しております。

続きまして、都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願ひいたします。

(宮岡幸江委員 挙手)

○農業委員2番(宮岡幸江君)

一時転用の期間はどのくらいですか。

○事務局

期間につきましては、令和7年9月1日から令和8年2月28日までの予定となっております。

○議長

ほかに何かございませんか。

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

続いて、議案第3号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について、を議題といたします。

本件は、農用地利用集積等促進計画の案により、賃貸借権及び使用貸借権の設定等を受けるものについて事務局から説明を受け、皆様からのご意見をいただいた後に、計画案に対する農業委員会の意見を集約したいと思います。

それでは、事務局から説明を願います。

○事務局

それでは、初めに議案書を読み上げます。

「議案第3号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について。農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定に基づき、借受申出案件（令和7年7月分）に係る農用地利用集積等促進計画の案について、意見を求めるもの。別紙1のとおり」でございます。

説明に先立ち、補足説明を申し上げます。

別紙1の令和7年度第4回農用地利用集積等促進計画（案）をご覧ください。

1番から2番の設定する権利の種類は賃貸借。内容は野菜畠等として利用予定です。貸借期間は令和7年9月1日から令和12年8月31日までの5年となります。なお、こちらの農地については、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定がされておりましたが、制度の見直しに伴い農地中間管理事業による貸借とし、引き続き耕作を行うものです。

次に、3番の設定する権利の種類は使用貸借権。内容は野菜畠として利用予定です。貸借期間は令和7年9月1日から令和8年3月31日までの7か月となります。なお、こちらの農地についても、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定がされておりましたが、制度の見直しに伴い農地中間管理事業による貸借とし、引き続き耕作を行うものです。

借受けに際し、今後、農業者の高齢化や相続等により農地の管理に困る方等が懸念される中、市内の農地を守っていきたいと考えており、借受け希望者への農地の貸付けが最適であると判断され、農用地利用集積等促進計画（案）が作成されております。

説明は以上でございます。

○議長

次に、担当3番、清水昇委員、説明を願います。

○農業委員3番（清水昇君）

3番、清水です。

7月19日に、二本木地区にある2筆の農地の状況を、宇津木推進委員と一緒に確認してまいりました。

借受人は、市内で4.7ヘクタール以上耕作する法人です。

今回の申請地について、野菜畠として耕作されておりますが、引き続き野菜畠として耕作する予定であり、今後借受人が耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、宇津木保男委員、二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（宇津木保男君）

二本木地区推進委員の宇津木です。

7月19日、清水委員と一緒に現地を確認しました。清水委員の説明のとおり、支障ないかと思われますので、よろしくお願ひいたします。

○議長

次に、担当9番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員9番（荻野実君）

9番、荻野です。

7月22日に、宮寺地区にある1筆の農地の状況を、岩田推進委員と別々に確認してまいりました。

現地は案内図のとおり、高校のグラウンドの南側に位置する農地で、周辺も農地が広がっている区域となっております。

現在は、里芋が植え付けられ適正に管理されておりました。

また、借受人は、市内で3.7ヘクタール以上耕作し、宮寺地区を中心に茶栽培と露地野菜を作つておられる基幹農家です。

今回の申請地について、今後も野菜畠として耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田浩委員、宮寺地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願ひします。

○農地利用最適化推進委員（岩田浩君）

宮寺地区推進委員の岩田です。

7月23日、現地を確認いたしました。荻野委員の説明のとおり、特に問題はなく良く管理されているかと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたが、この件につきまして、何かご質疑等ありましたらお願ひいたします。

よろしいですか。

それでは、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては「特に意見なし」という旨で回答してよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございますので、本件の協議の回答として、「特に意見なし」とすることに決定いたしました。

次に、報告事項に入ります。

農地法第3条の3の規定による届出については1件、同法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については5件、相続税の納税猶予に関する適格者証明については4件、それぞれ入間市農業委員会事務局・事務専決規程、第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号、第2号、第3号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は、すべて終了いたしましたので、委員会を閉会します。

閉会 午後3時58分